

# 小水道施設の維持管理について

小水道事業者、専用小水道及び専用自家水道の設置者は次の項目について、その施設を維持管理する必要があります。

## 1 水質検査

下記のとおり、定期及び臨時の水質検査を行ってください。また、水質検査を行ったときは、その検査結果について、当該水質検査を行った日から起算して5年間保存してください。

### ・定期検査

原則、下記「水道水質基準項目」における項目及び検査頻度で水質検査を行う必要があります。ただし、原水の水質や過去の水質検査の結果等によっては、その検査頻度を省略することができます。

### ・臨時検査

供給される水が水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に必要な項目について実施してください。

## 2 消毒管理

給水栓における水の遊離残留塩素が0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は、0.4 mg/L）以上を保持するよう塩素消毒してください。ただし、供給する水の汚染のおそれ等がある場合は0.2 mg/L（結合残留塩素1.5 mg/L）以上とします。

その他、供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じてください

また、水源又は給水区域に消化器系の感染症流行のおそれがある場合は、液体塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素ガスのいずれかを用いて給水栓における水の遊離残留塩素が0.2 mg/L（結合残留塩素1.5 mg/L）以上保持するように消毒を行ってください。

## 3 取水場等の保護

取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプ井には、みだりに人や動物が立ち入らないよう整備し、その構内は常に清潔な状態を保持してください。

【水道水質基準項目】

番号	項目	基準	検査回数	省略
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。	1 回/月以上	
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※1
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/1 以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1 以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1 以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1 以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1 以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※1
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1 以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/1 以下であること。		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/1 以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。		
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)	0.00005mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※3
21	ベンゼン	0.01mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※1
22	塩素酸	0.6mg/1 以下であること。	2 回/年以上	○※2
23	クロロ酢酸	0.02mg/1 以下であること。		
24	クロロホルム	0.06mg/1 以下であること。		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1 以下であること。		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1 以下であること。		
27	臭素酸	0.01mg/1 以下であること。		

28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下であること。		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。		
31	ブロモホルム	0.09mg/1以下であること。		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。		
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1以下であること。	2回/年以上	○ ※1
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1以下であること。		
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/1以下であること。		
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/1以下であること。	2回/年以上	○ ※1
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1以下であること。		
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1以下であること。		
39	塩化物イオン	200mg/1以下であること。	2回/年以上	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下であること。	2回/年以上	○ ※1
41	蒸発残留物	500mg/1以下であること。		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下であること。		
43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下であること。	2回/年以上	○ ※4
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下であること。		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下であること。	2回/年以上	○ ※1
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/1以下であること。		
47	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/1以下であること。	2回/年以上	
48	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
49	味	異常でないこと。		
50	臭気	異常でないこと。		
51	色度	5度以下であること。		
52	濁度	2度以下であること。		
—	色、濁り及び消毒の残留効果		1回/日以上	

※1：原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の水質基準値の1/2を超えたことがないときは、1回/5年以上とすることができる。

※2：原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の水質基準値の1/10を超えたことがないときは、1回/5年以上とすることができる。

※3：原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年以内の水質検査で水質基準省令の水質基準値の1/5を超えたことがないときは1回/2年以上と、1/10を超えたことがないときは1回/5年以上とすることができる。

※4：湖沼等の停滞水源でない場合は、1回/5年以上とすることができる。

※5：カビ臭の原因となる藻類の発生時期に実施すること。